

○火災の発生のおそれの少ない室を定める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第千四百四十号)

改正 平成二八年 四月二五日国土交通省告示第七〇七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条第二項の規定に基づき、火災の発生のおそれの少ない室を次のように定める。

火災の発生のおそれの少ない室を定める件

建築基準法施行令第二百二十九条第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室は、次の各号のいずれかに該当するもので、壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを同令第二百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたものとする。

- 一 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの
- 二 廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成二八年四月二五日国土交通省告示第七〇七号）

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。